

## 教育委員会定例会日程

平成26年4月24日

### 1 開 会

### 2 前回会議録の承認

### 3 会議録署名委員の決定

### 4 議事

#### 日程第1

##### 議案第9号

平成27年度使用小学校教科用図書採択方針について (教育指導課)

#### 日程第2

##### 議案第10号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

#### 日程第3

##### 報告第5号

事務の臨時代理の報告(小田原市博物館構想策定委員会規則の制定)について (生涯学習課)

#### 日程第4

##### 報告第6号

事務の臨時代理の報告(キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え)について (生涯学習課)

### 5 報告事項

(1) 小田原市図書館の今後に向けた動きについて (資料1 図書館)

(2) 小田原市いじめ防止基本方針の策定について (資料2 教育指導課)

(3) 登校支援リーフレット「不登校の解消に向けて」について (資料3 教育指導課)

(4) 平成25年度下半期寄付採納状況について (資料4 教育総務課)

( 5 ) 教育委員会職員の公務災害の状況について ( 資料 5 教育総務課 )

( 6 ) 小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程について ( 資料 6 教育総務課 )

6 その他

7 閉 会

議案第9号

平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針について

平成27年度使用小学校教科用図書の採択方針について、議決を求める。

平成26年4月24日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

# 教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

## 1 平成27年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討部会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。平成27年度使用小学校用教科書については、「小学校用教科書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書から採択する。なお、平成27年度使用中学校用教科書については、平成23年度に採択したものと同一の教科書を採択する。特別支援学級用教科書については、児童生徒の障害の種類、能力、適正等をかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

平成26年度【平成27年度使用】小学校教科用図書採択の今後の予定

会議名	日時・場所	出席者	内容
教育委員会 定例会・協議会	4/24(木) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択に係る今後の予定</li> <li>採択基本方針の決定</li> </ul>
第1回小田原市教科用 図書採択検討部会	5/19(月) 15:30～ 合庁2B	採択検討部会員 7+3=10	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択基本方針確認</li> <li>調査研究の方向性や日程等の検討</li> </ul>
第1回調査会	5/21(水) 13:30～ 合庁3FG	採択検討部会長、 副部会長 各調査員32名 [下郡含む]  2+32+3+4=41	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の委嘱</li> <li>調査研究について</li> </ul>
第2回・3回調査会	5/26(月) ～6/30 (月)の間で 2回		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員の都合で会場と日時を決定</li> </ul>
第4回調査会	7/7(月) 13:30～ 合庁2E	採択検討部会長、 副部会長 各調査員32名 [下郡含む]  2+32+3+4=41	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究報告書の作成</li> <li>調査研究報告</li> </ul>
教科書展示会	6月13日(金) ～7月2日(水) 小田原合同庁舎 2階9:00～17:00	一般市民・教員 教育委員会関係者	
第2回小田原市教科用 図書採択検討部会	7/16(水) 13:30～ 合庁2E	採択検討部会員 調査員代表10名  7+10+3=20	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究報告</li> <li>質疑及び協議</li> </ul>
教育委員会 臨時会・協議会	未定	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択理由の協議①</li> </ul>
教育委員会 定例会・協議会	未定	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択理由の協議②</li> <li>採択の決定</li> </ul>

小田原市事務局 市川嘉裕 教育指導課長  
田中修 教職員担当課長  
鈴木一彦 指導・相談担当課長

## 小田原市教科用図書採択検討部会 設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討部会（以下「検討部会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討部会を設置する。

### (組織)

第3条 検討部会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- (1) 校長会 2名
- (2) 教育研究会 2名
- (3) 教員 3名
- (4) 保護者 2名
- (5) その他、教育委員会が必要と認める者

2 部会員の任期は当該年度の末までの1年とする。

### (役員)

第4条 検討部会に部会長1名及び副部会長1名を置くものとし、部会長、副部会長は部会員の中から互選により定める。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 検討部会の会議は、部会員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

- 第6条 検討部会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。
- 2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから部会長が委嘱する。
  - 3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。
  - 4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、採択に関し必要な資料を作成し、検討部に報告するものとする。
  - 5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(部会員及び調査員の要件)

- 第7条 部会員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

- 第8条 検討部会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

- 第9条 検討部会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項については、部会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成21年5月21日 一部改正
- 3 平成23年4月24日 一部改正

取り扱い注意

平成27年度使用 小学校教科用図書 採択検討部会員 (6名)

No	所 属	氏 名	備 考
	小田原市小学校長会	柳下正祐	酒匂小学校長
1	小田原市中学校長会	*****	*****
	小田原市小学校教育研究会		
2	小田原市中学校教育研究会	*****	*****
	小田原市小学校教員代表		
3	小田原市小学校教員代表		
4	小田原市中学校教員代表	*****	*****
5	小田原市PTA連絡協議会		会長
6	小田原市PTA連絡協議会		副会長

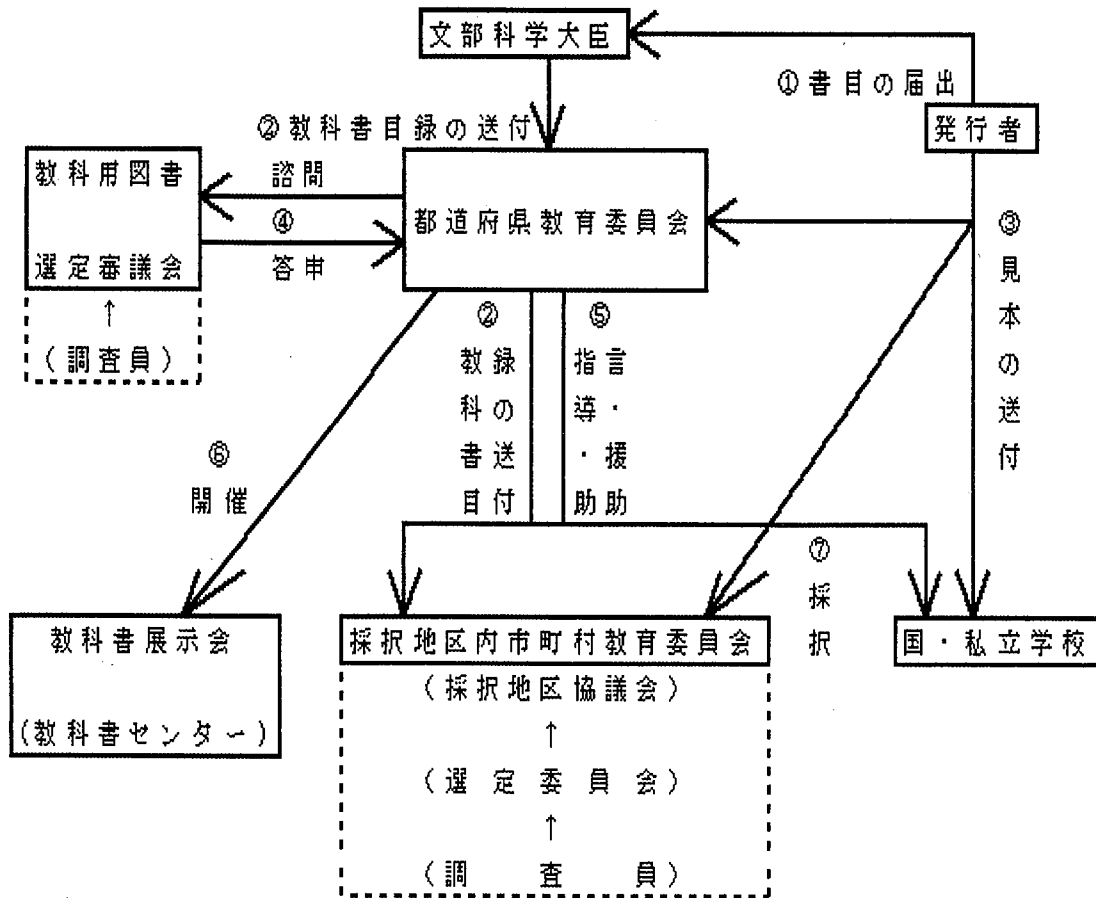
調査員 名簿 (小田原市22名+下郡10名=32名)

教科等	調査員氏名 (学校名)			
国 語				
書 写				
社会・地図				
算 数				
理 科				
音 楽				
図画工作				
家 庭				
保 健				
生 活				





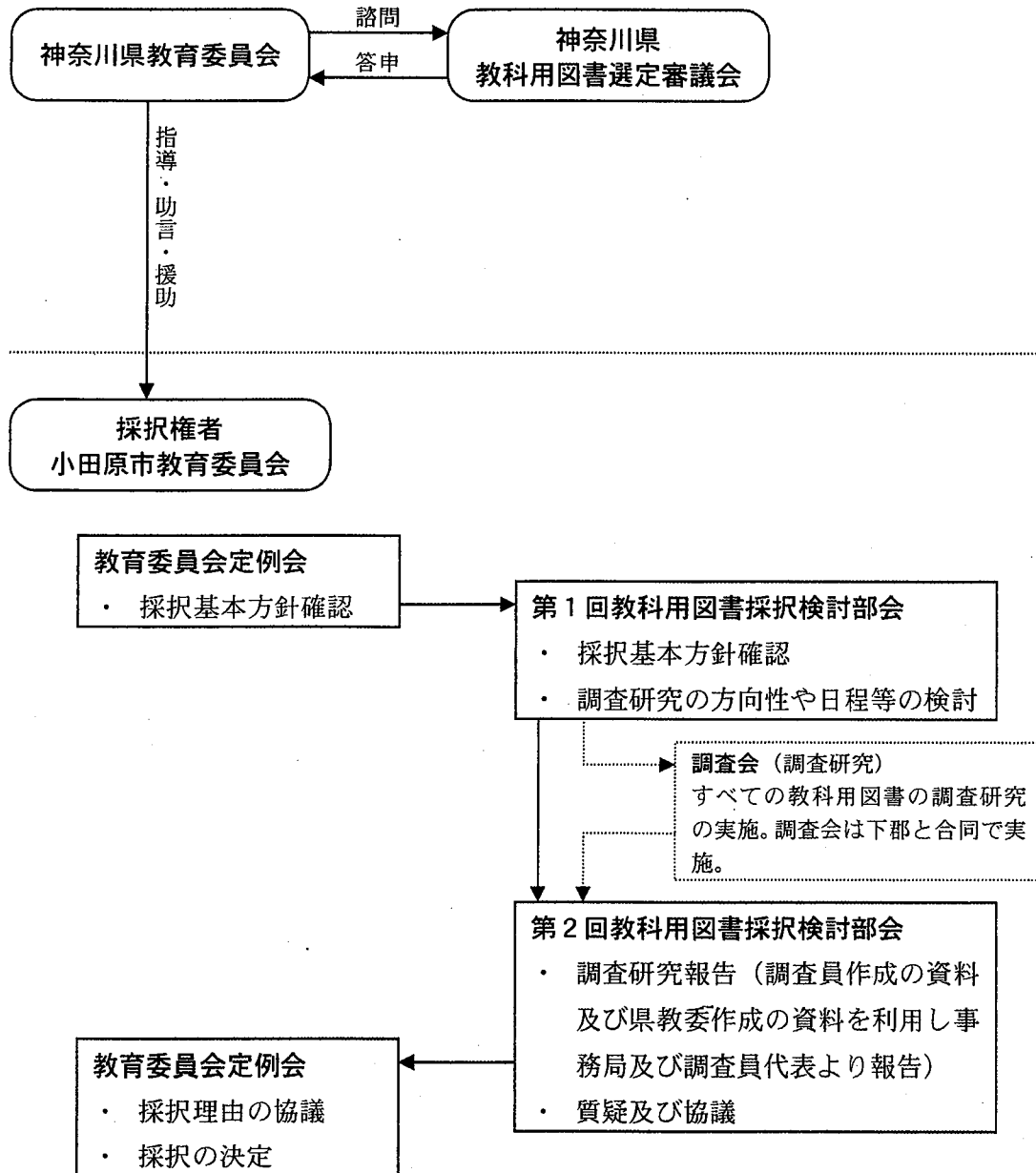
## 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



## 主な根拠法令

- 採択の権限
  - 地教行法第 23 条第 6 号
  - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
  - 地教行法第 48 条
  - 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
  - 無償措置法施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
  - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

平成 27 年度使用教科用図書採択までの流れ

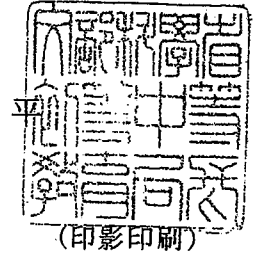




2.6 文科初第112号  
平成26年4月11日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
前 川 喜



平成27年度使用教科書の採択について（通知）

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成26年度においては、平成27年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しますので（平成26年4月11日付け26初教科第3号「平成27年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」：以下「課長通知」という。）、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成24年9月28日付け24文科初第718号「教科書採択の改善について（通知）」（以下「平成24年通知」という。）等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



## 記

### 1 平成26年度の教科書採択について

#### (1) 小学校用教科書

平成26年度は、おって送付する「小学校用教科書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成26年度は、基本的に平成25年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

#### (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

##### ① 小学部

平成26年度は、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

##### ② 中学部

平成26年度は、基本的に平成25年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

#### (4) 高等学校用教科書

平成26年度は、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成27年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (5) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

## 2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである（別添参照）が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成24年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛てに報告すること。

## 3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成24年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、平成24年通知等を踏まえて、教科書採択方法のより一層の改善に努めるようにすること。

また、小学校・高等学校において使用する検定済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（教科書発行者による取組の例）

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

②カラーユニバーサルデザインに関する取組

- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
- ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。

③レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

4 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について

近日中に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布・施行される予定である。

この内容については、別途送付する施行通知を参照の上、この法令改正の趣旨を踏まえた採択事務の実施に努めること。

特に、今回の法令改正により義務教育諸学校において使用する教科書採択について採択結果及び理由等の公表が努力義務とされることを踏まえ、高等学校段階の学校において使用する教科書採択についても、教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、義務教育諸学校に準じてその採択結果及び理由等の公表に努めること。

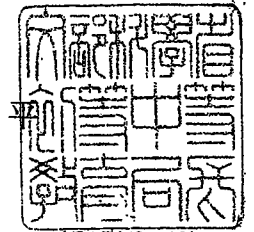


(別添)

26文科初第115号  
平成26年4月11日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長  
前 川 喜



(印影印刷)

### 教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）

平成26年度は、小学校及び高等学校用教科書の採択が行われますが、例年同様、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められています。

各発行者においては、平成19年1月30日付け18文科初第952号初等中等教育局長通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（別紙参照）に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

- 1 今年度送付できる教科書見本の送付先と送付部数限度は下表の通りとすること。各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたいこと。

[小学校]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市町村数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条で規定する、教育委員の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

[中学校]

平成26年度は中学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を採用することとなるため、見本は送付できない。

[高等学校]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各	1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各	1部
教科書センター	各	1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条で規定する、教育委員の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

- 2 採択事務に支障のないよう、教科書見本については作成次第、速やかに送付することとし、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。ただし、高等学校用の「地理歴史」、「公民」の教科書については5月中旬を期限とすること。例年、教科書見本が期限通りに送付されず、採択に当たっての調査研究に支障が生ずる場合があるという教育委員会の意見もあることから、期限の厳守に努めること。

- 3 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成21年度の検定に合格した教科書の供給本（今年度の教科書目録に記載されているものに限る）についても、教科書見本として送付できること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できること。
- 4 教員への教科書見本の献本は厳に禁止しているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 5 都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 6 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては平成15年2月17日付け14初教科57号「申請図書の取扱いについて（通知）」及び平成19年1月30日付け18文科初第952号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

(別紙)

18文科初第952号

平成19年1月30日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

銭 谷 眞 美

(印影印刷)

## 教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

## 記

### 1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著作者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこと。

### 2. 見本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教科書課

企画係（高見、松岡）

TEL 03-5253-4111（内線 2412、2576）

FAX 03-6734-3739

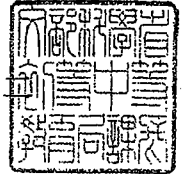




26初教科第3号  
平成26年4月11日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 永山 裕



(印影印刷)

平成27年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成26年度における教科書採択の事務処理については、平成26年4月11日付け26文科初第112号「平成27年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



## 記

- 1 小学校用教科書について  
平成27年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。
- 2 特別支援学校用教科書について  
文部科学省著作教科書のうち、小学部視覚障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。
- 3 高等学校用教科書について  
高等学校の現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成27年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択すること。  
従前の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。
- 4 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
  - (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
  - (2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと。（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成26年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）
    - ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
    - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
    - ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間にも系統性にも配慮すること。
    - ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
    - ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考

慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

- ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

## 5 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は平成26年4月11日付け26文科初第115号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

### [小学校]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市町村数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条で規定する、教育委員の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

### [中学校]

平成26年度は中学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を採択することとなるため、見本は送付されない。



[高等学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条で規定する、教育委員の数の弾力化により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

(2) 教科書見本の送付時期について

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。小学校用の「社会」、「地図」の教科書については5月中旬が期限とされていること。

(3) 送付できる教科書見本について

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成21年度の検定に合格した教科書の供給本(今年度の教科書目録に登載されているものに限る)についても、教科書見本として送付できていること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できていること。

(4) 教科書見本の保存について

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い、万一滅失した際には、原則として各教育委員会等において保管している見本本を活用すること。

6 教科書展示会について

(1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月13日から14日間である(平成26年3月13日付け文部科学省告示第28号)ので留意すること。

(2) 法定展示期間外であっても、教科書見本がそろい次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。

- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

## 7 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。
- (3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。
- なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことが望ましいこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。
- (5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。
- (注) 教科用特定図書等とは、検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書を指す。

## 8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

## 9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。



子教第 19 号  
平成 26 年 4 月 23 日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について (通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和 38 年法律第 182 号) 第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

教育局支援部子ども教育支援課

教育指導グループ 松田、市川

電話 (045) 210-1111 内線 8220

## 平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 27 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 平成 27 年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校、中等教育学校の前期課程用教科書及び特別支援学校の小学部・中学部用教科書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 27 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区審議会等は、教科書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。  
併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 27・28・29・30 年度使用）及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成 24・25・26・27 年度使用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

## 3 1 つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

- (4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

#### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 各市町村教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

- (4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。
- (7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

#### 5 平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成27年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

##### (1) 平成27年度使用小学校教科用図書調査研究の観点

平成27・28・29・30年度使用小学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかと

いう視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

## ア 教科・種目に共通な観点

### (7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。

#### 〔教育の目標〕

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

#### 〔学校教育〕

#### 第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）の内容を踏まえているか。

#### 〔小学校教育の目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。



- ・言語活動の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
  - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
  - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
  - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

#### (ウ) 内容

- 内容の程度は、児童の発達段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

#### (エ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

#### (オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

### イ 教科・種目別の観点

#### (ア) 国語（書写を除く）

- 各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）で、学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 伝統的な言語文化の教材例は適切に取り上げられているか。
- 学年別漢字配当表に配当されている漢字や新出語句の提示は適切であるか。

(イ) 書 写

- 毛筆と硬筆の教材例の提示及び関連は適切であるか。
- 姿勢や筆記用具等の扱いについての提示は適切であるか。
- 日常生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

(ウ) 社 会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させる工夫がされているか。
- 地図、統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 作業的、体験的な学習や問題解決的な学習は適切に取り上げられているか。

(エ) 地 図

- 基本図・部分図・資料図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 地図を活用した自主的な学習をするための工夫がされているか。

(オ) 算 数

- 算数的活動として、作業的・体験的な活動や具体物を用いた活動などが適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したりする活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 理 科

- 観察、実験、ものづくり、栽培、飼育の5つの活動は問題解決の能力の育成に適した配列や内容になっているか。
- 見通しをもって観察、実験などを行ったり、それらの結果を整理し考察し表現したりするために、図や表、挿絵等は適切に配列されているか。
- 環境教育に関する図表や写真などの資料は児童の発達の段階に即しているか。

(キ) 生 活

- 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できる内容構成になっているか。
- 気付きの質が高まるような多様な学習活動が扱われているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような活動（学習対象に直接働きかける活動、体験的な活動）は発達の段階に応じて適切に取り上げられているか。

(ク) 音 楽

- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を培う学習の展開は工夫されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う学習内容は充実しているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 表現や鑑賞の教材が、多様な表現の方法や題材の中から児童の発達の段階に応じて、適切に選択されているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かで美的な表現及びバランスのとれた構成となっているか。

(コ) 家庭

- 日常生活に必要な衣食住の基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けられるように、実践的・体験的な学習活動を題材として適切に取り上げられているか。
- 家庭生活への関心を高め生活の営みの大切さに気付くよう、内容構成は工夫されているか。
- 家族の一員として、生活をよりよく工夫する能力と態度を育てるための学習活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 保健

- 児童が主体的に学習に取り組めるよう、課題をもち、解決に向けて取り組み、過程を振り返ることができる構成となっているか。
- 興味関心が高まるよう、イラスト、写真、事例等の資料が身近な生活に関する内容で、分かりやすく工夫されているか。
- 思考力・判断力が身に付き、実践的な理解が深まるよう、知識を活用する学習活動が適切に取り上げられているか。

(2) 平成 27 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第 2 条）及び〔学校教

育] (第6条第2項) の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第6条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された[小学校教育の目標] (第30条) 及び[中学校教育の目標] (第46条) の内容を踏まえているか。

[小学校教育の目標]

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

[中学校教育の目標]

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
  - ・ 言語活動の充実
  - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
  - ・ 道徳教育の充実
  - ・ 体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
  - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
  - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
  - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(エ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成 24 年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

表1 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

学校種別等区分		年度(西暦)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	
小学校	検定		◎				◎				
	採択			△				△			
	使用開始		○		○				○		
中学校	検定			◎				◎			
	採択		△		△				△		
	使用開始			○		○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定	◎		◎				◎		
		採択		△		△				△	
		使用開始			○		○				
	主として 中学年用	検定		◎		◎					◎
		採択			△		△				
		使用開始				○		○			
	主として 高学年用	検定					◎				
		採択							△		
		使用開始	○							○	

(注) 1. ◎：検定年度

△：前年度の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）

2. 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

平成20・21年改訂

・小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成23年度から全面实施

・中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示）…平成24年度から全面实施

・高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示）…平成25年度から学年進行により実施予定  
※数学及び理科は平成24年度から学年進行により実施し、検定については平成22年度から実施

3. 中学校には中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。



議案第10号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成26年4月24日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄



## 小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

### 【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	柳川 ひとみ
住所	小田原市南町一丁目
生年	昭和32年
備考	小田原市立下中小学校
委嘱期間	平成27年8月31日まで

### 【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	佐宗 修二

## 小田原市郷土文化館協議会委員名簿

任期：平成 25 年 9 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日

役 職	選出区分	氏 名	職 業	専門分野
委員長	学識経験者	一寸木 肇	おおい自然園園長	自 然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野 花代子	元・県立生命の星・地球博物館 専門学芸員	博 物 館 学
委員	〃	明石 新	元・平塚市博物館長	考古学・歴史学
〃	〃	渋谷 武美	西相美術協会会員	美 術（彫 塑）
〃	〃	鳥居 和郎	県立歴史博物館学芸員	歴 史 学
〃	〃	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院特任教授	民 俗 学
〃	〃	廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	自 然（哺乳類）
〃	学校教育関係者	西村 泰和	城北中学校長	
〃	〃	柳川 ひとみ	下中小学校長	

印が新任委員候補

報告第5号

事務の臨時代理の報告（小田原市博物館構想策定委員会規則の制定）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年4月24日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

## 小田原市博物館構想策定委員会規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市博物館構想策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

### (委員)

**第3条** 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

### (会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

**第6条** 委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

**第7条** 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 小田原市博物館構想策定委員会規則

### [ 制定理由 ]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市博物館構想策定委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

### [ 内 容 ]

#### 1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、博物館構想の策定に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

#### 2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱することとし、その任期は、2年とすることとする。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

#### 3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長及び副委員長の権限及び任期を定めることとする。

#### 4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となることとする。また、委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないこととし、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによることとする。

#### 5 部会（第6条関係）

委員会に部会を置くことができることとし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

#### 6 関係者の出席（第7条関係）

委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

#### 7 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた

後も、同様とすることとする。

8 庶務（第9条関係）

委員会及び部会の事務は、文化部生涯学習課において処理することとする。

[ 適 用 ]

平成26年 4 月 1 日

報告第6号

事務の臨時代理の報告（キャンパスおだわら運営委員会委員の一部委嘱替え）  
について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年4月24日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄



## キャンパスおだわら運営委員会委員名簿

任期：平成 25 年 6 月 1 日～平成 27 年 5 月 31 日

役 職	氏 名	選出区分	備 考
委員長	さいとう 齊藤 ゆか	学識経験者	聖徳大学 准教授
副委員長	せと 瀬戸 みつる 充	生涯学習の向上に 資する活動を行う者	小田原市自治会総連合 副会長
委 員	かなざわ 金澤 くみこ 久美子	学識経験者	小田原短期大学 助教
"	さきょう 左京 やすあき 泰明	学識経験者	特定非営利活動法人 シブヤ大学 学長
"	ありが 有賀 かおる	生涯学習の向上に 資する活動を行う者	スクールボランティア チーフコーディネーター
"	あんどう 安藤 めぐみ 恵	生涯学習の向上に 資する活動を行う者	小田原市青少年育成推進員協議会 常任理事
"	いわや 岩屋 やすひこ 泰彦	生涯学習の向上に 資する活動を行う者	日本新薬株式会社小田原総合製剤工場 総務課長
"	よなみね 与那嶺 のぶしげ 信重	生涯学習の向上に 資する活動を行う者	小田原寺子屋スクール
"	いしい 石井 えつこ 悦子	公募市民	市内在住
"	ながた 永田 けいし 圭志	公募市民	市内在住・在勤
"	たちばな 立花 ますみ	教育委員会が 必要と認める者	小田原高等学校 定時制教頭

委員は選出区分ごと五十音順（平成 26 年 4 月 22 日現在）

印が新任委員

## 小田原市図書館の今後に向けた動きについて

## 1 本市図書館の状況

昭和34年 市立図書館（星崎記念館）開館 . . . 55年経過

平成6年 かもめ図書館開館 . . . 20年経過

平成8年 市立図書館耐震診断実施

想定震度6強の地震で建物の一部が大破との結果

平成21年 市立図書館コンクリート強度耐力度調査実施

全体的に強度が低下しているとの結果

## 2 課題

- ・施設の老朽化(耐震強度の低下、諸設備の機能低下、資料保存環境悪化等)
- ・国指定史跡内にあること

## 3 これまでの動き

平成22年 駅前再開発ビルへの図書館開設を求める陳情  
採択(市議会)

平成24年 小田原市図書館協議会から  
「小田原市図書館施設の今後のあり方について」答申

平成25年 保健所跡地(県有地)の取得を求める陳情  
採択(市議会)

保健所跡地(県有地)取得の方針決定

小田原駅東口お城通り地区再開発事業について所管部局から市  
議会に報告

## 「小田原市いじめ防止基本方針」の策定について

## 策定への経緯

- 平成 25 年 9 月 「いじめ防止対策推進法」の施行  
国・学校へいじめ防止基本方針の策定を義務付け（法第 11 条・13 条）  
地方公共団体に対しては、基本方針の策定に努めることと規定（法第 12 条）
- 平成 25 年 10 月 国の「いじめ防止基本方針」が文部科学大臣決定
- 平成 25 年 11 月 神奈川県主催いじめ防止対策推進法に関する臨時説明会
- 平成 26 年 1 月～3 月 市内各小中学校にて「学校いじめ防止基本方針」の策定
- 平成 26 年 4 月 1 日「神奈川県いじめ防止基本方針」の施行

## 策定の目的

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、地方公共団体の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする

## 構成及び内容（案）

## 基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに対する基本認識
- 3 いじめ対策の基本理念
- 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

## 基本的施策・措置

- 1 市が実施する施策・措置
- 2 学校が実施する措置

## 重大事態への対処

- 1 いじめの重大事態
- 2 学校設置者又は学校による対処
- 3 地方公共団体の長による再調査

## いじめ防止等を推進する体制

- 1 学校におけるいじめの防止等のための組織
- 2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）
- 3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）
- 4 小田原市いじめ防止対策再調査委員会（仮称） 再調査のための附属機関

## 資料

- 1 「小田原市いじめ防止基本方針」の策定体制（案） 2 ページ
- 2 「小田原市いじめ防止基本方針」策定スケジュール（案） 3 ページ

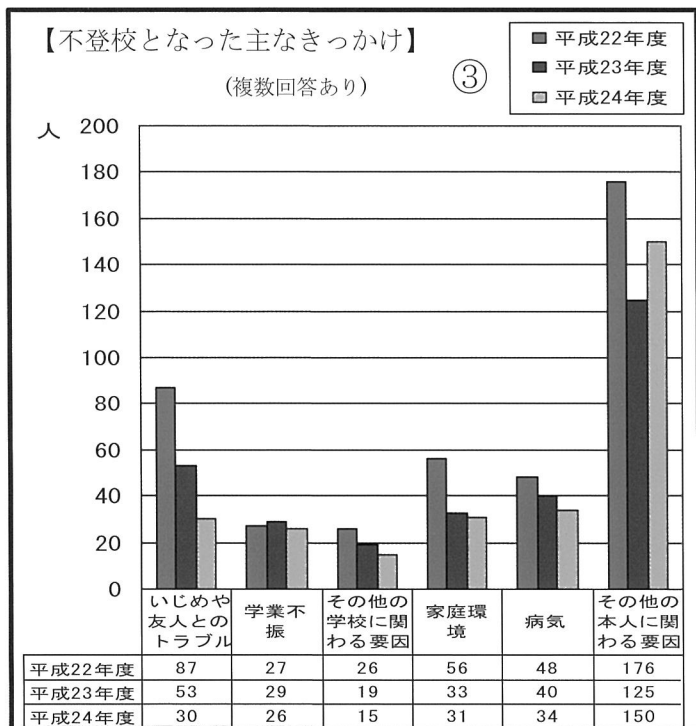
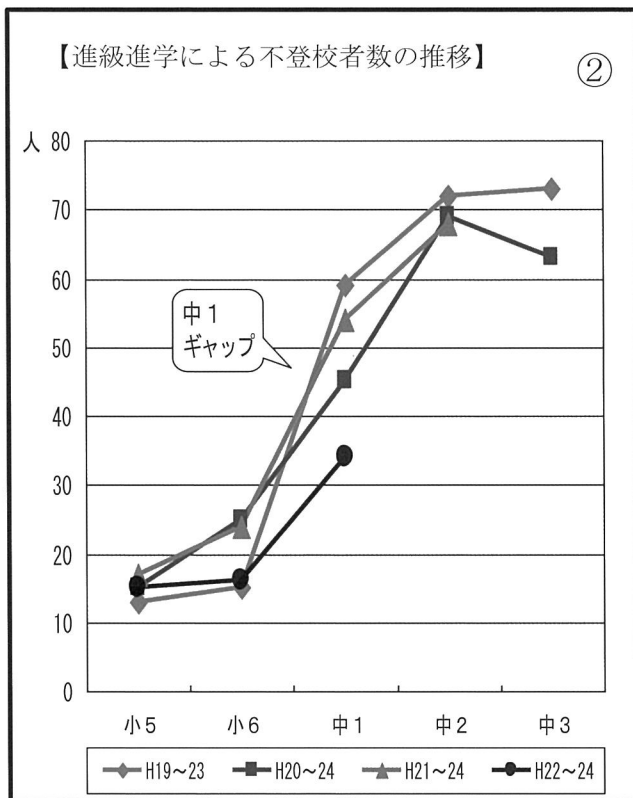
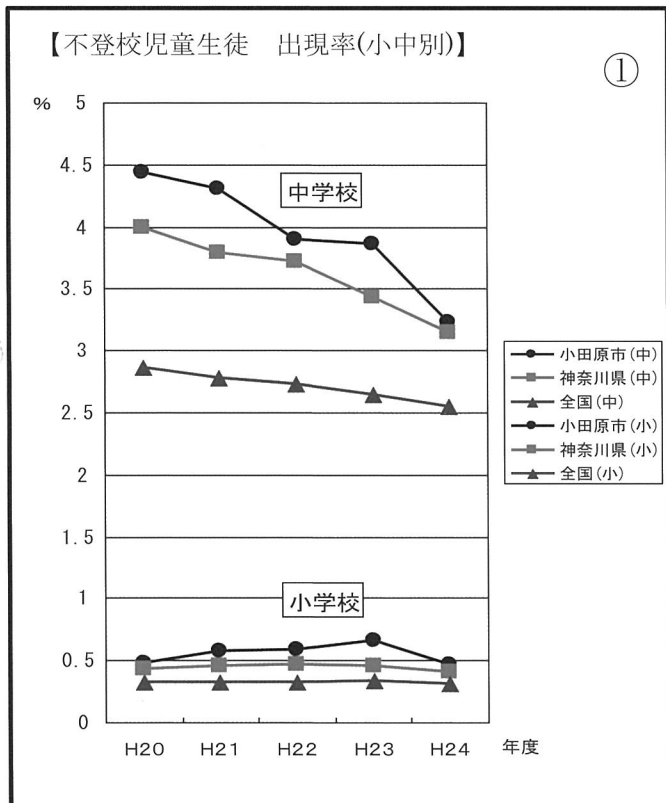


「小田原市いじめ防止基本方針」策定スケジュール(案)

月	会議名	会議検討内容等	市長	議会	教育委員会
4	中旬	関係各課への依頼			
	下旬 作業部会	素案検討、検討委員会設置準備			定例会
5	中旬 <b>検討委員会</b>	策定方針・日程の確認、検討委員会(素案)の検討			定例会
6	中旬 作業部会	検討委員会(素案)の調整、関係団体へ意見伺い準備	協議		定例会
7	上旬	関係団体へ検討委員会素案の提示(地域ぐるみの教育懇談会等)			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     関係団体等意見聴取期間 (7月上旬～8月上旬)                 </div>			
8	中旬 作業部会	パブリックコメント前検討委員会案の検討(意見取り込み)			
	下旬 <b>検討委員会</b>	パブリックコメント前検討委員会案の検討、完成 提示まで確認			定例会
9	初旬	厚生文教常任委員会にてパブコメ案等の報告	協議	9月定例会 厚生文教 常任委員会	
	中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     パブリックコメント 期間 (9月中旬～10月中旬)                 </div>			
10	中旬				
	下旬 作業部会	パブリックコメントを受けての意見取り込み、調整			定例会
11	初旬 <b>検討委員会</b>	最終案策定、公表・報告に向けた準備確認			
	下旬	公表	政策会議	12月定例会 前厚生文教 常任委員会	

# 不登校の消に向けて

～不登校対策強化期間6年間の取組みから～



①のグラフより

- ・ 全国、県、小田原市ともに不登校者数の減少傾向が見られる。
- ・ 校内支援体制の充実や、教職員の意識の向上、関係機関との積極的な連携などが要因である。

②のグラフより

- ・ 不登校者数の大幅な増加は、小学校6年から中学校2年に集中しており、本市にも「中1ギャップ」の傾向がある。

③のグラフより

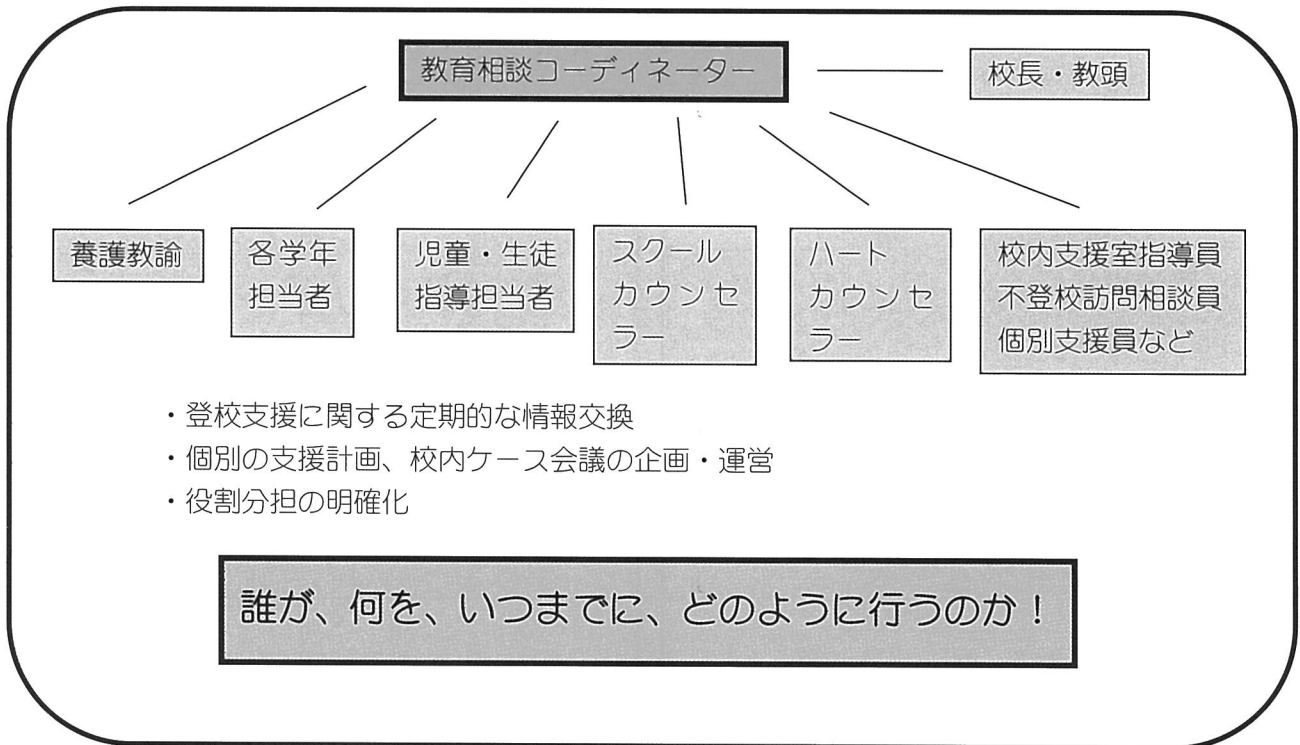
- ・ 「学業不振」による不登校が減少していない。「わかる授業」へのさらなる改善が必要である。

# 1 校内支援体制の充実

登校支援で最も大切なことは、教育相談コーディネーターをリーダーとする「校内支援体制」の充実です。組織として機能するように定期的に会議を開催しましょう。

○教育相談コーディネーターを中心とした、定期的な登校支援に関する会議の開催

【教育相談に関わる校内組織】



【登校支援に関わる定例会議の例】

第〇回 登校支援会議	〇〇学校
1 コーディネーターより	
2 各学年、各係から、登校支援に関する情報提供	
3 協議	
4 まとめ	
5 校長より	

各学年担当者、養護教諭、SC、校内支援室担当者、不登校訪問相談員など、点在している情報を共有します。

取り上げたい事例の検討やこれまで実行した支援についての見直しなどを行います。

今日の会議で決まったことや今後の支援の方向性などの確認を行います。

## 2 教育相談の基本

児童生徒や保護者などからの相談に関しては、初回の対応の仕方がとても大切です。相談者に安心感を与え、次もこの先生に相談してみたいと思われるようにしましょう。

○教育相談の基本は、「カウンセリングマインド」です。

- ・まずは傾聴です。話をさえぎらず、最後まで話を聞きます。  
必要なスキルは「共感」「受容」「繰り返し」「明確化」「支持」「質問」です。(文教大 柳生 2011)

「共感」とは、一緒に泣けること、一緒に笑うこと、一緒に怒ること、一緒に悲しむこと  
「受容」とは、必要に応じて寄り添ってあげること、そばにいてあげること(奈良教育大 池島 2011)

- ・相談者が自分の頭の中を整理しやすくなるような言葉かけをし、話を整理してあげます。
- ・相談者が、自ら悩みを話すことによって、自分の中で抱えている悩みを整理し、それを乗り越えていく見通しを持たせてあげることがねらいです。

【相談者】

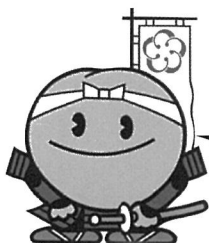
【教師】

- 例 「A君に嫌なこと言われたんだ」 → 「そう、言われたんだね、辛かったね」  
「～されたけど、我慢したんだ」 → 「それは、偉かったね、君の行動、間違っていないよ！」  
「B君が～したの見たんだ！」 → 「それで、君はどう思ったの？」 など

## 3 校内支援室の効果的な運営

学校には来ることができる、しかし教室に行くことはまだ難しい、という児童生徒の「教室復帰へのステップの場」が校内支援室です。利用者にとって「安心できる場」であると同時に「目標に向かって努力する場」となり、単なる「安らぎの場」とならないようにしましょう。

- 各校で「校内支援室利用規則」を定め、本人と保護者了解のもと、校内支援室の利用を認めます。利用規則は「安心できる場」であることと、「教室復帰へのステップの場」であること、「学習の場」であることなどを基本に、具体的に各校で定めます。
- 中学校には、校内支援室担当の「個別支援員」が配置されています。担当教諭の指導のもと、校内支援室の運営を行います。小学校でも、校内支援室の担当教諭を明確にし、そのリーダーシップのもと、運営します。
- 校内支援室の利用については、本人・保護者と相談の上、短期・長期目標を定め、ともに努力していく姿勢で接することが大切です。



不登校の対応は、「チームで取り組む」が基本です。  
1人で悩まず、教育相談コーディネーター等に相談しましょう。  
チームで子どもを幸せにしましょう。



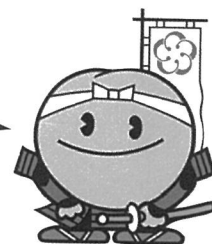
## 4 不登校者宅への家庭訪問

不登校が長期に継続している児童生徒宅への家庭訪問は、通常の家訪問とは異なり、訪問者と本人・保護者との信頼関係の構築が最も重要です。結果を急がず、「この人になら、また会ってもいいな」と思われることを、まずは目指しましょう。

- 訪問日時を決める時は、滞在時間や急にキャンセル・変更したいときの方法の確認まで明確にしておくことで、相手に安心感を与えます。
- まずは「玄関で一声かける」ことから始めます。不在や出て来られない場合も、訪問したことが分かるようにメッセージを書いたカードやプリント類などを置いておきます。
- 成果を急ぐ必要はありません。まずは子どもの笑顔を見に行くという気持ちで、訪問します。本人の興味のあることに一緒に取り組むなども良い試みです。
- 不登校訪問相談員が配置されている中学校区では、区内の小学校も含め、計画的に活用していきます。

## 5 新たな不登校を生まない

「進学・進級」、「長期休業明け」は、不登校解消のチャンスだよ！



不登校者の学校復帰支援だけでは、不登校の数は減少しません。「新しい不登校者を出さない」という未然防止、早期発見・早期対応の取組みを重視していきましょう。

- 【魅力ある学校づくり】  
明日が待ち遠しく、自己有用感、自己肯定感の持てる学校ならば、自然と不登校は減少していきます。「わかる授業」と「行事の充実」がキーワードです。
- 【学級集団アセスメント検査の活用】  
横浜プログラムやhyper-QUなどを活用し、学級集団の向上や児童生徒への積極的な支援を実施します。
- 【日常の相談活動】  
定期的な「相談日」を設定します。相談日以外でも、依頼があれば、最優先で対応します。相談相手を選べるようにすることも工夫の1つです。
- 【連続3日欠席への対応】  
初期対応の合言葉は、『1日目「電話」2日目「手紙」3日目「家庭訪問」』です。欠席の理由を単なる病欠と決めつけず、「不登校の心配の目」を持ち、対応します。
- 【小中連携シート】  
中学校入学への不安解消に、小中学校の行事連携(部活動や授業の体験、行事の参加)や同じ学区内の小学校同士の連携も計画的に行います。  
また、引継ぎ時に中学校入学後の登校について心配のある児童には、「小中連携シート」を保護者承諾のもと作成します。小中学校間で一貫した支援が可能になり、保護者と本人に安心感を与えます。(裏面参照)

## 6 関係機関との連携

校内での様々な取組みの結果、校内だけでは解決が難しいというケースについては、関係機関との連携が大切です。どこに相談していいか分からない場合、まずは「教育委員会教育支援電話」へ相談しましょう。

登校しぶりや不登校に関する事案の認知

学校(チーム)での対応

学校だけでは対応が難しい  
外部機関につなげてほしい

虐待等の緊急性あり

教育委員会 教育支援電話 へ連絡  
3 3 - 1 7 3 2

虐待通告  
子育て政策課、児童相談所

### 教育相談員・心理相談員

- ・教育相談員による相談活動
- ・心理相談員によるカウンセリング
- ・心理相談員による発達検査
- ・教育相談指導学級への通級
- ・特別支援教育相談室「あおぞら」での相談活動
- ・スクールソーシャルワークを取り入れた相談活動
- 〔家庭環境へのアプローチ・ケース会議のコーディネート〕
- 〔関係機関へのつなぎ・小中合同ケース〕

学校復帰後の  
支援の継続も  
忘れずにね！

支援計画の決定、計画に  
基づいた支援の実行

### 【教育委員会以外の主な相談先】

(不登校関係)

【県立総合教育センター亀井野庁舎】

(県教育相談センター)

総合教育相談 (不登校ほっとライン)

0 4 6 6 - 8 1 - 0 1 8 5

発達教育相談

0 4 6 6 - 8 4 - 2 2 1

【青少年サポートプラザ】

相談専用電話 0 4 5 - 2 4 2 - 8 2 0 1

【神奈川県西部青少年サポート相談室】

相談専用電話 0 4 6 5 - 3 5 - 9 5 2 7

【小田原市青少年相談センター】

0 4 6 5 - 2 3 - 1 4 8 2

(虐待関係)

【小田原市子育て政策課】

0 4 6 5 - 3 3 - 1 4 5 4

【小田原児童相談所】

0 4 6 5 - 3 2 - 8 0 0 0

(非行関係)

【神奈川県警察少年相談・保護センター】

県西方面事務所 0 4 6 5 - 3 2 - 7 3 5

平成 26 年 4 月 発行

発行 小田原市教育委員会

編集 登校支援リーフレット  
作成委員会

引用文献

・「登校支援のポイントと  
有効な手立て」

(神奈川県教育委員会

平成 20 年 6 月発行)

・「不登校といじめ問題等  
の解決のために第 5 集」

(独立行政法人

教員研修センター

平成 23 年 3 月発行)

## 平成25年度下半期寄付採納状況について

## 物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市扇町 3 - 21 - 7 足柄小学校PTA 会長 磯崎 武志	幕	26,633 円	足柄小学校の備品として
2	小田原市中里 162 - 11 SKJFC 代表 丹 己津雄	サッカーゴール	380,000 円	下府中小学校の備品として
3	小田原市小船178 下中小学校PTA 会長 露木 康雄	ワイヤレスマイク	35,530 円	下中小学校の備品として
4	小田原市早川 2 - 14 - 1 早川小学校PTA 会長 鈴木 律子	フットライト	116,550 円	早川小学校の備品として
5	小田原市酒匂930 下府中小学校PTA 会長 森重 宏明	テーブル8台	273,150 円	下府中小学校の備品として
6	小田原市中曽根 255 - 5 東富水幼稚園保護者と 教師の会 会長 渡辺 美穂	教材棚ほか3点	266,915 円	東富水幼稚園の備品として
7	小田原市荻窪439 - 5 清水 浩	辻村伊助関係資料35点	不明	小田原市立図書館の所蔵資料として
8	小田原市寿町 5 - 12 - 31 小田原ロータリークラブ 会長 山岸 功治	身近なたべものの秘密全7巻他	450,000 円	三の丸、新玉、大窪、早川、山王、町田、国府津、酒匂、片浦小学校の図書として
9	小田原市鴨宮547 鴨宮中学校地域連絡協 議会 会長 志村 学	防犯センサーライト 4基 ブザー付きパトライト	440,475 円	鴨宮中学校の備品として

	寄付者	寄付物品	見積額	用途先
10	小田原市国府津 2489 - 6 古屋 京子	絵画 2点	不明	国府津小学校の備品として
11	小田原市国府津1854 国府津体育振興会 副会長 瀬戸 志和	とうみ 1点 あしぶみ脱穀機 1点 扇風機 1点	不明	国府津小学校の備品として
12	小田原市国府津 2712 - 10 鳥居 宏光	ラジオ 1点 (昭和初期頃のもの)	不明	国府津小学校の備品として
13	小田原市柳新田 129 - 3 報徳幼稚園保護者と教師の会 会長 柏木 朋子	マスコット人形 1体 色紙整理棚 からくり時計 1台	101,800 円	報徳幼稚園の備品として
14	小田原市柳新田 129 - 3 報徳幼稚園平成25年度卒園児 保護者代表 柏木朋子	マスコット人形 1体 色紙整理棚	50,400 円	報徳幼稚園の備品として
15	匿名	屋外時計 1台 太鼓の台 8台 ソフトベンチ 1組	123,100 円	前羽幼稚園の備品として
16	小田原市矢作231 矢作幼稚園保護者と教師の会 会長 齋藤 ひとみ	演台 一式 パイプ椅子 10脚	269,740 円	矢作幼稚園の備品として
17	小田原市矢作231 矢作幼稚園平成25年度卒園児 保護者代表 齋藤 ひとみ	大型砂場ワゴン 1台 おかいものカート 2台 カラーバケツ 10個 たべもの砂型セット 2セット	92,810 円	矢作幼稚園の備品として
18	匿名	ベッド13台	不明	早川、久野、千代、国府津、片浦、曾我、前羽、下中小学校の備品として
19	小田原市板橋985 大窪小学校PTA 会長 峰 裕文	図書閲覧机 閲覧用椅子 折りたたみ式テーブル	169,931 円	大窪小学校の備品として

	寄付者	寄付物品	見積額	用途先
20	小田原市酒匂 6-8-26 酒匂幼稚園 保護者と教師の会 会長 曾根 真弓	賞状盆、大型絵本、サッカーゴール	133,400 円	酒匂幼稚園の備品として
21	小田原市寿町 2-7-25 町田小学校PTA 会長 神野 眞理	綱引きロープ巻取器	33,600 円	町田小学校の備品として
22	株式会社損保ジャパン 株式会社みずほ銀行 明治安田生命保険相互 会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン 1,722枚	29,274 円	市立小学校新入学児童への配布物として
23	匿名	デジタル自動体重計	56,700 円	下中幼稚園の備品として
24	匿名	ヤマハ 電子オルガン	179,550 円	泉中学校の備品として
25	小田原市別堀98 内田 玲子	図書「モヤモヤした心の根っこに希望の針はさりましたか？」	42,000 円	教育委員会、市立小中学校、図書館の図書として
26	日本マクドナルド株式会社	防犯笛 1,600個	不明	市立小学校新入学児童への配布物として

#### 現金

	寄付者	寄付金額	寄付目的	用途先
1	匿名	現金 400,000 円	酒匂中学校、下府中 小学校、酒匂小学 校、富士見小学校、 の図書充実のため	各学校選定の図 書を購入済

#### 演劇無料提供

	寄付者	公演名	寄付目的	備考
1	横浜市青葉区あざみ野 1-24-7 四季株式会社 代表取締役 社長 浅利 慶太	「こころの劇場」 劇団四季ミュー ジカル 『はだかの王様』	青少年の情操教育のため	市立小学校に通 う小学4年生等 に対する演劇鑑 賞の提供

## 教育委員会職員の公務災害の状況について

災害発生期間 平成 2 5 年 1 0 月 1 日 ~ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

被災職員	所 属 名	傷 病 名	災害発生の状況
1	教育指導課 心理相談員	外傷性頸部症候群	【受傷日：平成 2 6 年 2 月 2 4 日】  公用車で市内中学校に生徒の発達検査を実施した帰りに、助手席に置いてあった荷物が落ちたため、前方から目を離したところ、前方を走っていたトラックに追突し、頭と首に痛みを感じたもの。

被災職員 1 は非常勤職員であるため、災害認定に当たり「小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」第 4 条第 3 項の規定に基づき小田原市公務災害補償等認定委員会への諮問及び同委員会からの答申を得て平成 2 6 年 3 月 2 4 日付けで公務災害と認定した。

## 小田原市教育委員会訓令第 1 号

小田原市教育委員会

小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年 3 月31日

小田原市教育委員会  
委員長 和田 重宏

小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程  
小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程（昭和52年小田原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（承認基準等）</p> <p><b>第4条</b> 教育委員会は、名義後援承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づいて、その内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に対し名義後援承認書（様式第2号）を交付する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業内容についての承認基準 ア・イ （略） <u>ウ 政治的な目的又は宗教的な目的を有しないもの</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>（承認条件の付加）</p> <p><b>第5条</b> 前条の承認書には、次の条件を付けなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>（承認基準等）</p> <p><b>第4条</b> 教育委員会は、名義後援承認申請書を受理したときは、次に定める承認基準に基づいて、その内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に対し名義後援承認書（様式第2号）を交付する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 事業内容についての承認基準 ア・イ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>（承認条件の付加）</p> <p><b>第5条</b> 前条の承認書には、次の条件を付けなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

<p>(4) 事業終了後<u>30日</u>以内に事業報告書を提出すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(事業報告)</p> <p><b>第6条</b> 事業等が終了した場合は、終了後<u>30日</u>以内に事業報告書(様式第3号)を提出させなければならない。</p>	<p>(4) 事業終了後<u>10日</u>以内に事業報告書を提出すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(事業報告)</p> <p><b>第6条</b> 事業等が終了した場合は、終了後<u>10日</u>以内に事業報告書(様式第3号)を提出させなければならない。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改 正 後

様式第2号(第4条関係)	
(略)	
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出てください。</li> <li>2 承認書を交付した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は教育委員会が取消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことがあります。</li> <li>3 前号の場合において、申請者が損害を受けても、教育委員会は、その賠償の責めを負いません。</li> <li>4 事業終了後<u>30日</u>以内に事業報告書を提出してください。</li> <li>5 事業等に対しては、教育委員会は経費を負担しません。</li> </ol>

改 正 前

様式第2号(第4条関係)	
(略)	
承認条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出てください。</li> <li>2 承認書を交付した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合又は教育委員会が取消しを必要と認めたときは、その承認を取り消すことがあります。</li> <li>3 前号の場合において、申請者が損害を受けても、教育委員会は、そ</li> </ol>



の賠償の責めを負いません。

- 4 事業終了後10日以内に事業報告書を提出してください。
- 5 事業等に対しては、教育委員会は経費を負担しません。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会名義後援の承認手続等に関する規程の一部を改正する規程

[ 改正理由 ]

小田原市教育委員会が名義後援をする場合の承認基準について所要の整備を行う等のため改正する。

[ 内 容 ]

1 承認基準の整備（第4条関係）

小田原市教育委員会が名義後援を承認する場合の事業内容の基準について、政治的な目的又は宗教的な目的を有しないものを明示することとする。

2 事業報告書の提出期限の変更（第5条、第6条及び様式第2号関係）

事業報告書の提出期限を、30日以内に変更することとする。

[ 適 用 ]

平成26年4月1日

平成26年5月3日(祝・土)～7日(水)の本庁舎停電に伴う文化部各施設の対応

☆公共施設予約システム停止:5月4日(日)午後4時～7日(水)午前10時まで停止(作業状況により変動あり)

☆図書システム停止:かもめ図書館、市立図書館は停止はないが、稼働台数に制限が加わる。  
各施設図書室・コーナーのシステムは5日～6日停止。(庁内ネットワークを経由するため)

○:通常対応 ×:対応不可

施設名	内容	3日	4日	5日	6日	7日
生涯学習センター けやき	施設利用	休館	休館	休館	休館	○
	施設窓口(予約・支払)					10時から○
	図書室					○
	図書システム(貸出・予約)					○
生涯学習センター 国府津学習館	施設利用	○	○	○	○	○
	施設窓口(予約・支払)	○	4時まで○	×	×	10時から○
	図書室	○	○	○	○	○
	図書システム(貸出・予約)	○	○	×	×	○
尊徳記念館	施設利用	○	○	○	○	○
	施設窓口(予約・支払)	○	4時まで○	×	×	10時から○
	図書室	○	○	○	○	○
	図書システム(貸出・予約)	○	○	×	×	○
かもめ図書館 市立図書館	施設利用	○	○	○	○	○
	施設窓口(予約・支払)	○	○	○	○	○
	図書室	○	○	○	○	○
	図書システム(貸出・予約)	○	○	○	○	○
マロニエ図書室 いずみ図書コーナー こゆるぎ図書コーナー	図書室・コーナー	○	○	○	○	○
	図書システム(貸出・予約)	○	○	×	×	○